

船員派遣契約は・・・

1 必要契約事項

船員派遣をする者は、船員派遣の役務の提供を受ける者（以下、「船員派遣契約の当事者」という。）との間において船員派遣契約を締結し、法令に定められた派遣船員の就業条件に関する事項を定めるとともに、その就業条件の組合せごとに派遣船員の人数を定めなくてはなりません。

- 「船員派遣契約の当事者」には、業として行うものであるか否かを問わず、当事者の一方が船員派遣を行い、相手方がその役務の提供を受ける場合のすべてを含みます。
- 船員派遣契約の締結に際して、法令により必要最低限定めることとされている派遣船員の就業条件に関する事項は次のとおりです。
 - ① 派遣船員が従事する業務の内容
 - ② 派遣船員が乗り組む船舶の名称、総トン数、用途（漁船にあっては、従事する漁業の種類を含む。）及び就航航路又は操業海域
 - ③ 船員派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣船員を指揮命令する者に関する事項
 - ④ 船員派遣の期間
 - ⑤ 基準労働期間、労働時間及び休息時間に関する事項
 - ⑥ 安全及び衛生に関する事項
 - ⑦ 派遣船員から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
 - ⑧ 船員派遣契約の解除に当たって講ずる派遣船員の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
 - ⑨ 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項（氏名、連絡先等）
 - ⑩ 派遣船員の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項
- 船員派遣元事業主及び派遣先との間で、派遣先が当該派遣船員に対し、陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設であって現に派遣先に雇用される船員が通常利用しているものの利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与その他の派遣船員の福祉の増進のための便宜を供与する旨の定めをした場合には、当該便宜の供与に関する事項についても記載すること。
- ⑪ 派遣受入期間の制限を受けない業務について行う船員派遣に関する事項
 - ・ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって、一定の期間内に完了することが予定されているもの（以下、「有期プロジェクト業務」という。）について船員派遣を行う場合は、その旨を記載すること
 - ・ その業務が1月間に行われる日数が当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の船員の1月間の所定労働日数に比し相当程度少なく（半分以下）かつ月10日以下である業務（以下、「日数限定業務」という。）について船員派遣を行う場合は、(i)その旨、(ii)当該派遣先においてその業務が1月間に行われる日数、(iii)当該派遣先の通常の船員の1月間の所定労働日数を記載すること
 - ・ 産前産後休業、育児休業等の代替要員としての業務について船員派遣を行う場合は、派遣先において休業する船員の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること
 - ・ 介護休業等の代替要員としての業務について船員派遣を行う場合は、派遣先において休業する船員の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること

- 上記の事項に関しては、法令において派遣元・派遣先の責任関係が定められているので留意してください。（「船員法等の適用は・・・」（27ページ）参照）
- 契約の当事者は、契約の締結に際し、上記の事項及び派遣船員の人数を書面に記載しておかなければなりません。
- なお、派遣先は下記3の船員派遣元事業主であることの明示について、その明示の内容を上記の書面に記載しておかなければなりません。

2 外国船舶派遣の場合の船員派遣契約

船員派遣元事業主は外国船舶派遣に係る船員派遣契約の締結に際しては、上記1に定めるもののほか、派遣先が講ずべき措置を定めなければなりません。

- 「派遣先が講ずべき措置」とは次のとおりです。
 - ① 派遣先責任者を選任すること
 - ② 派遣先管理台帳の作成、記載及び記載事項の通知を行うこと
 - ③ 船員派遣契約の定めに反することのないように適切な措置を講ずること
 - ④ 派遣船員の派遣先における就業に伴って生じる苦情について、船員派遣元事業主に通知し、その適切かつ迅速な処理を図ること
 - ⑤ 疾病、負傷等の場合における療養の実施その他派遣船員の福祉の増進に係る必要な援助を行うこと
 - ⑥ その他派遣就業が適正かつ円滑に行われるための必要な措置を行うこと
- 船員派遣元事業主は、上記により定めた事項を書面に記載するとともに、外国船舶派遣に係る派遣先に対し書面の交付又はファクシミリ・電子メールを利用することにより通知しなければなりません。

3 船員派遣元事業主であることの明示

船員派遣元事業主は、船員派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、相手方に船員派遣事業の許可を受けている旨を明示しなければなりません。

- 具体的には、許可証に記載される許可番号により明示する必要があります。

4 派遣受入期間の制限に抵触する日の通知

船員派遣の役務の提供を受けようとする者は、船員派遣契約の締結に当たり、あらかじめ、船員派遣元事業主に対し、船員派遣の受入れ開始の日以後、派遣受入期間の制限に抵触する最初の日を通知しなければなりません（「船員派遣元事業主の講ずべき措置は・・・」の7（18ページ）、「派遣先の講ずべき措置は・・・」の3（21ページ）参照）。

- 通知は書面の交付又はファクシミリ・電子メールを利用することにより行う必要があります。
- 船員派遣契約の締結後に、派遣先において派遣受入期間の制限に抵触する日に変更された場合は、その都度、船員派遣元事業主に対して通知する必要があります。
- 船員派遣元事業主は、派遣船員に対して派遣先の派遣受入期間の制限に抵触する日を書面により明示しなければなりません。また、新たな船員派遣契約を締結する際に、派遣先からの通知がない場合は、船員派遣元事業主は船員派遣契約を締結してはなりません。

5 船員派遣契約の解除

船員派遣を行う事業主は、船員派遣の役務の提供を受ける者が派遣就業に関し、船員職業安定法又は同法第3章第4節第2款第4目の規定により適用される船員法等に違反した場合には、その船員派遣を停止し、又はその船員派遣契約を解除することができます。

6 派遣船員の雇用の安定を図るために必要な措置

船員派遣契約の解除に際して、派遣船員の雇用の安定を図る観点から、当該船員派遣契約の当事者である船員派遣元事業主及び派遣先が協議して必要な措置を具体的に定めることが必要です。

「必要な措置」とは、①船員派遣契約の解除の事前の申入れ、②就業機会の確保、③損害賠償等に係る適切な措置、④船員派遣契約の解除の理由の明示についてです。